

容器包装リサイクルワーキンググループの 活動状況について

平成30年2月13日

経済産業省 産業技術環境局

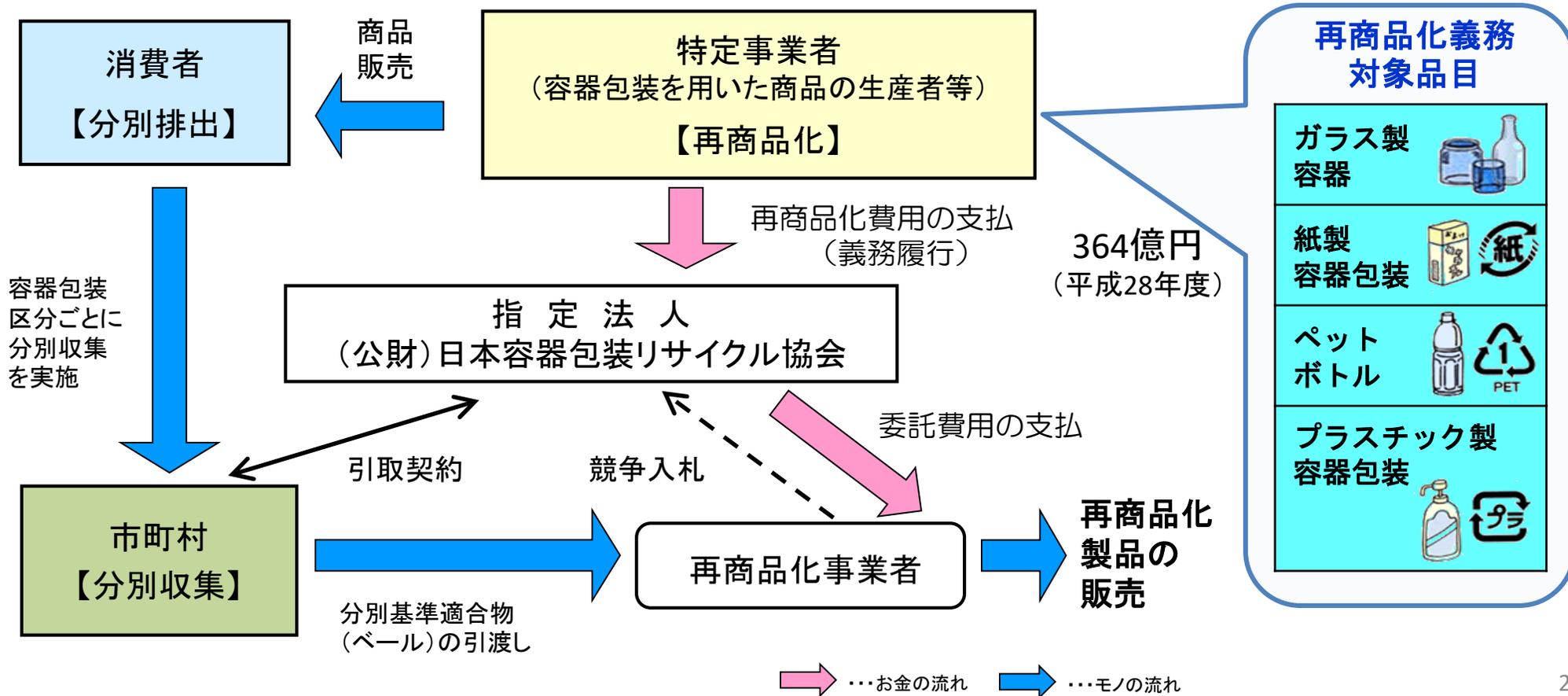
リサイクル推進課

容器包装リサイクルWGの活動状況について

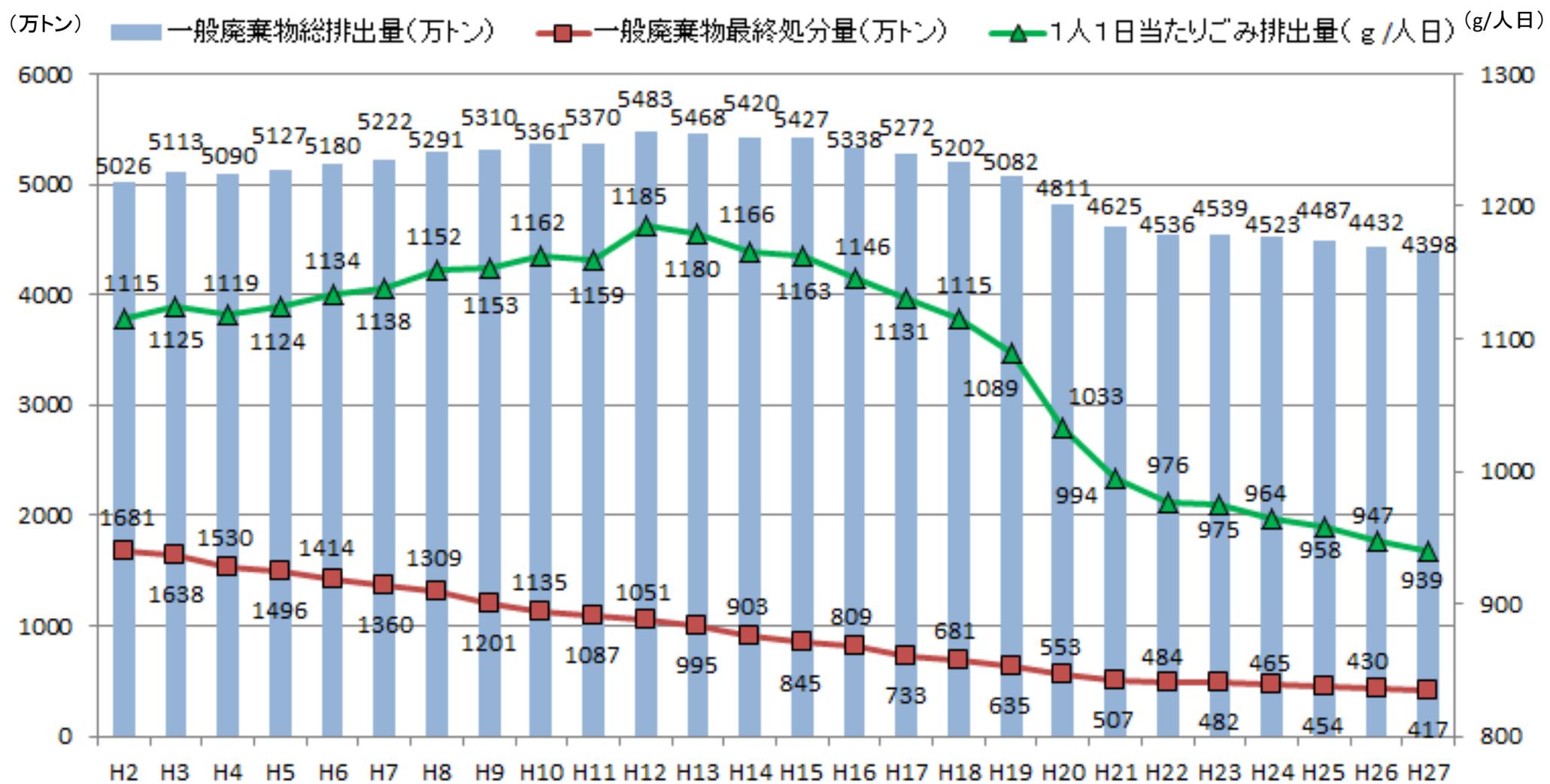
- 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年施行。以下「容器包装リサイクル法」という。)については、施行10年後の平成18年に容器包装リサイクル法の一部を改正する法律(以下「改正容器包装リサイクル法」という。)が成立し、平成20年4月に完全施行された。
- 改正容器包装リサイクル法では、同法の附則に基づき、施行後5年を経過した場合において、法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされている。
- これを受け、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合(以下「合同会合」という。)では、平成25年9月から合同会合を開催し、容器包装リサイクル法の施行状況の点検、関係者からのヒアリングを行い、今後の容器包装リサイクル制度の在り方に関する個別論点ごとに検討を行い、平成28年5月に「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」をとりまとめた。

容器包装リサイクル制度の概要

- 家庭ごみの太宗(容積比約6割、重量比約2~3割)を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等によりその減量及び資源の有効利用の確保を図るため、以下の再商品化義務対象品目について再商品化等の仕組みを構築。
- 家庭から排出される容器包装廃棄物について、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化という関係者の適切な役割分担の下でリサイクルを促進するための制度。

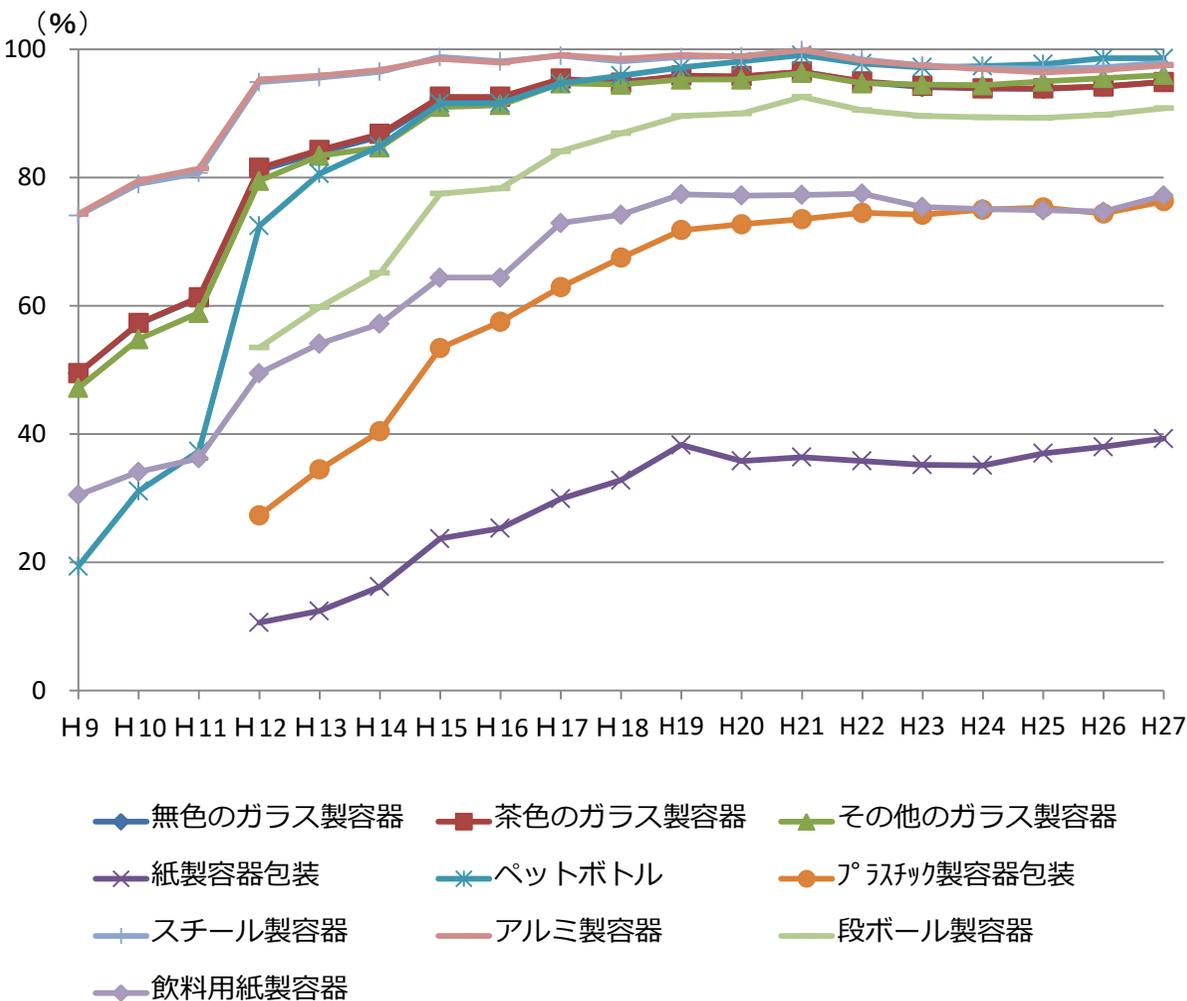


一般廃棄物排出量、最終処分量等の推移



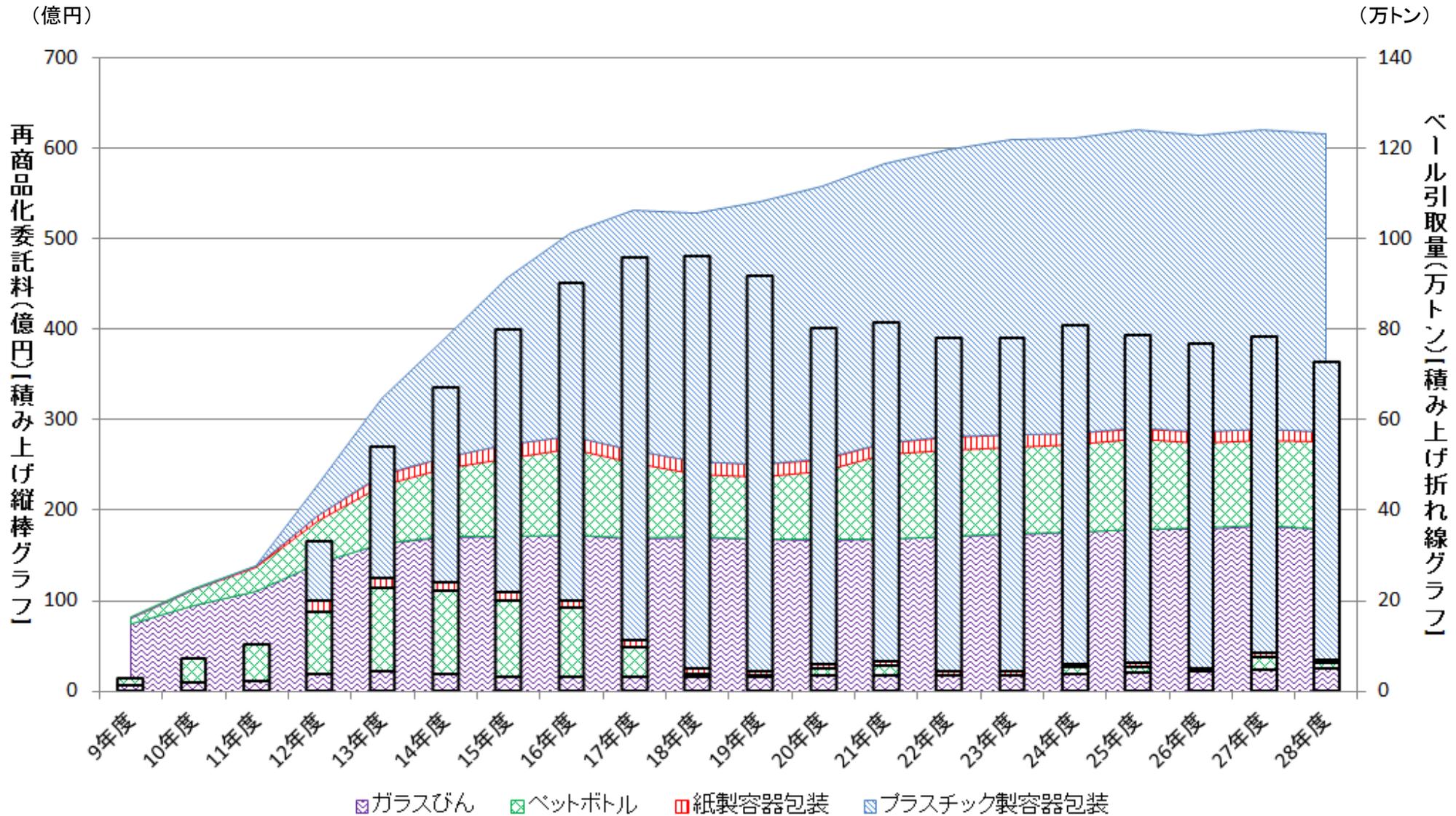
(出所)環境省

全市町村に対する分別収集実施市町村の割合の推移



品目	H27年度 実施市町村 数の割合 (%)	H27年度 人口カ バー率 (%)
無色のガラス製容器	94.9	98.7
茶色のガラス製容器	94.9	98.7
その他のガラス製容器	96.0	98.2
紙製容器包装	39.3	35.4
ペットボトル	98.6	99.8
プラスチック製 容器包装	76.3	85.5
スチール製容器	97.9	97.2
アルミ製容器	97.5	98.0
段ボール製容器	90.8	94.4
飲料用紙製容器	77.2	87.3

容器包装リサイクル協会におけるべール引取量及び再商品化委託料総額の推移



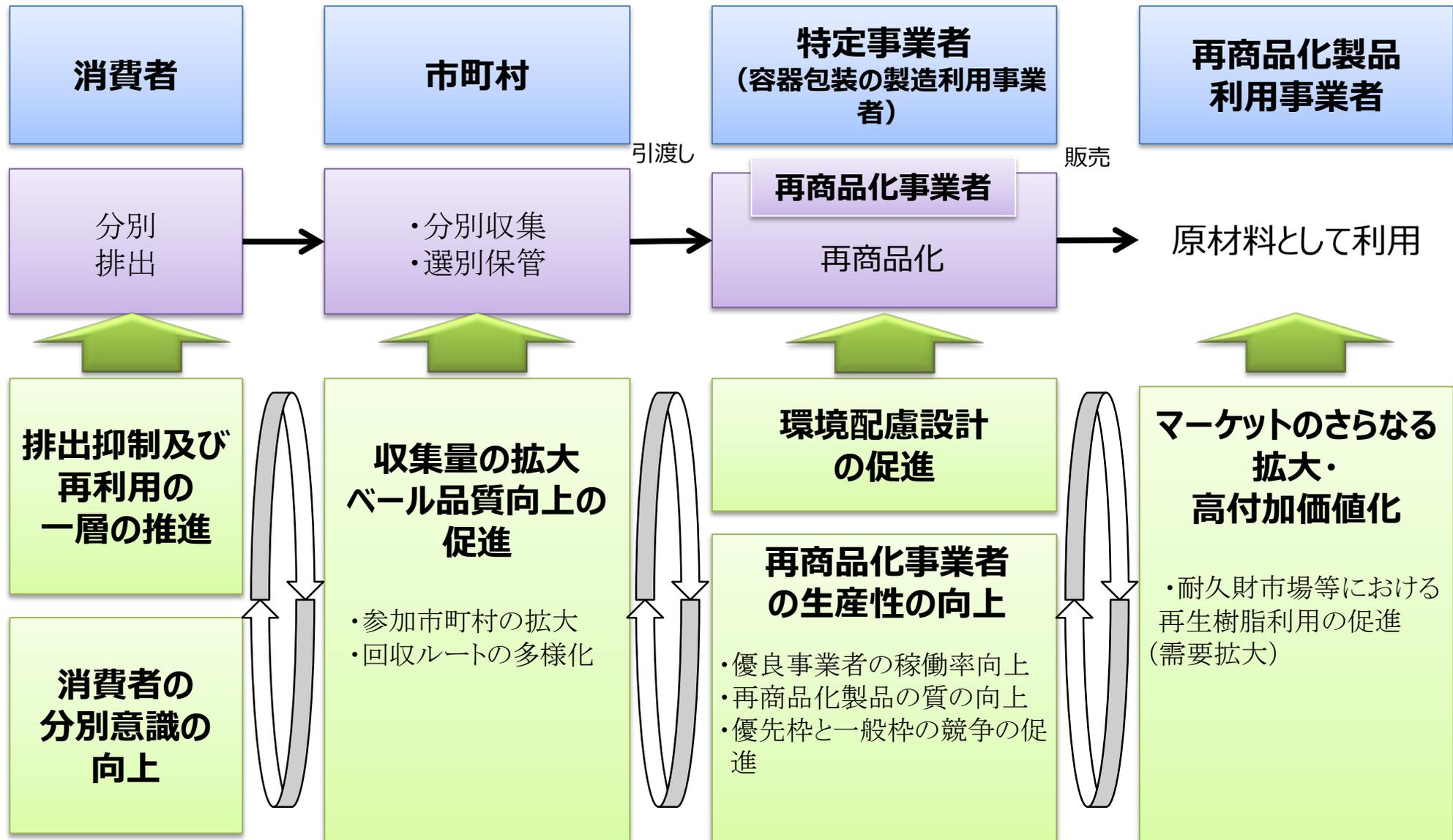
(出所) (公財) 日本容器包装リサイクル協会

市町村が負担する分別収集・選別保管費用(平成22年度実績)

分別収集・選別保管費用の全国推計結果(管理部門費を含めた場合)

	回答市町村の費用実績 (百万円/年)			全国推計結果 (百万円/年)			
	分別収集 部門	選別保管 部門	管理部門	分別収集 部門	選別保管 部門	管理部門	分別収集部 門+選別保 管部門+管 理部門
スチール缶	16,354	6,809	4,454	18,776	8,160	5,041	31,977
アルミ缶	12,671	3,947	3,757	14,390	4,654	4,220	23,264
びん	18,639	20,148	4,514	21,230	23,907	5,099	50,236
ペットボトル	22,382	9,506	4,986	25,172	11,039	5,575	41,786
プラ容器包装	42,711	20,977	8,554	47,232	23,862	9,412	80,507
白色トレイ	984	136	214	1,276	191	276	1,742
紙パック	1,363	116	482	1,571	141	553	2,264
段ボール	7,343	3,322	2,908	8,358	3,937	3,281	15,576
紙製容器包装	1,119	685	587	1,240	816	649	2,705
合計	123,567	65,644	30,457	139,246	76,707	34,106	250,058

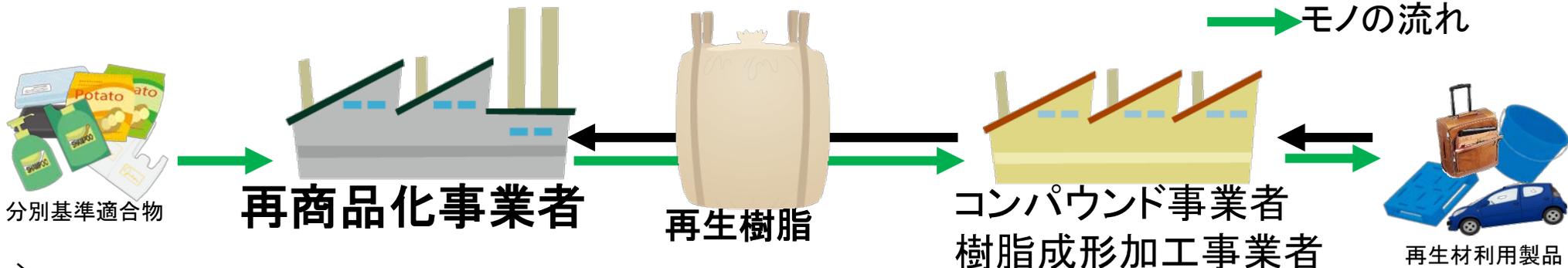
容器包装リサイクル制度の在り方と議論の方向



マーケットのさらなる拡大・高付加価値化

再生材利用促進に向けた基盤整備の推進

← マーケットニーズ
→ モノの流れ



- プラスチック廃棄物の回収とリサイクル ISO 15270: 2008 (日本提案)
- 品質マネジメントシステム—プラスチック再生材料—事業プロセスパフォーマンスに関する指針(JIS Q 9091: 2016)
- 使用済みポリエチレンテレフタレート(PET)ボトル再生材料—
第1部:呼び方のシステム及び仕様表記の基礎 JIS K 7390-1: 2015 (ISO 12418-1: 2012) (日本提案)
第2部:試験片の作製及び特性の求め方 JIS K 7390-2: 2015 (ISO 12418-2: 2012) (日本提案)
- プラスチック製容器包装等廃棄物から選別・再生されたPP及びPEの混合リサイクル材の分類—
第1部:呼び方のシステム及び仕様表記の基礎 JIS制定予定(ISO 18263-1: 2015(日本提案))
第2部:試験片の作製及び特性の求め方 JIS制定予定(ISO 18263-2: 2015(日本提案))
- 再生材を使用した製品規格
 - 農業用ポリ塩化ビニルフィルム再生か(顆)粒成形材料 (JIS K 6930: 1994)
 - ・再生プラスチック製の棒、板及びくい(JIS K 6931: 1991)
 - 包装用無延伸ポリエチレンテレフタレート(PET)シート及びフィルム (JIS Z 1716: 2004、2015年改正) (ISO 136136:2012 日本提案)
 - ・再生プラスチック製雨水ます及びふた(JIS A 5731: 2002)
 - ・携帯用クーラーボックス(JIS S 2048: 1981、2006年改正)
 - リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 (JIS K 9797: 2006)
 - ・再生プラスチック製中央分離帯ブロック(JIS A9401: 2007)
 - リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層発砲管 (JIS K 9797: 2006)
 - ・再生プラスチック製駐車場用車止め (JIS A 9402: 2007)
 - 木材・プラスチック再生複合材 (JIS A 2006、2012年及び2016年に改正)
 - ・再生プラスチック製の標識くい(JIS K 6932: 2007)
 - 木材・プラスチック再生複合材製品 (JIS A 5742: 2015)
 - ・容器包装リサイクル材を用いたプラスチック製平パレット(JIS Z 0609: 2017) 等
- 包装の環境配慮—第4部:
マテリアルリサイクルJIS Z 0130 - 4: 2015 (ISO18604: 2013)

【平成28年度5月 産構審・中環審 合同会合報告書】

優良な事業者が事業の先行きを見通して、安定して投資を継続し、ポテンシャルを伸ばし、健全な競争ができるよう、再商品化手法の特徴と再生材市場に応じた環境を整備することが必要である。

<考えられる施策の例>

- 総合的評価制度について、再生材の質の向上に寄与する項目への配点を重くすることや、再生材の質の向上に直接関わらない項目の廃止等の評価項目の絞り込み等、評価項目の重点化を早急に行うとともに、品質管理手法の評価については、第三者認証を活用する等の深化を図る方向で見直すべきである。
- 再商品化事業者が、市況変動にも対応した健全な競争環境の下で、製品や製造の研究開発等の促進を通じ、素材産業化を目指す製造事業者として成長できる環境を整備すべきである。このため、一定の競争倍率を設定している現行の入札制度（設備能力に対して決められる落札可能量を制限や、材料リサイクル優先A枠に一定の競争倍率を設定等）よりも、優良な事業者がよりポテンシャルを伸ばせるような優れた入札制度を目指した検討を早急に行うべきである。

プラスチック製容器包装に係る入札制度の変遷

平成18年度

▶ 上限価格の設定

(平成17年12月の産構審にて事後報告)

平成19年度

▶ 調整率の緊急適用(初回)

(平成18年12月の産構審にて事後報告)

全再商品化手法において、再商品化能力の査定量の90%を落札可能量とした。

$$\text{全再商品化手法の落札可能量} = \text{再商品化能力査定量} \times 0.9$$

平成20年度

▶ 品質基準の導入

(平成19年6月産構審再商品化手法検討会取りまとめ)

- * 品質基準: ①塩素分: 0.30% 以下 ②主成分: 90.0% 以上
③水分: ペレット・減容品; 1.0% 以下、フレーク・フラフ; 3.0% 以下
- * サンプルング方法: 事業者からの提出

平成21年度

▶ 品質基準サンプルング方法の変更

(平成21年4月の産構審再商品化手法検討会にて事後報告)

- * 容器包装リサイクル協会が抜き打ち(アポ無し訪問)で立入検査してサンプルングを実施

▶ 調整率の緊急適用(2回目)

材料リサイクルの落札可能量を再商品化能力の査定量の77%とした。

$$\text{材料リサイクルの落札可能量} = \text{再商品化能力査定量} \times 0.77$$

平成22年度

▶ 材料リサイクル優先枠(市町村収集量の50%)の設定

(平成21年9月産構審再商品化手法検討会 中間取りまとめ)

▶ 優先対象とする材料リサイクル事業者の総合的評価の実施、優先A枠に競争倍率1.05を導入

平成29年度

▶ 再生材の質に特化した総合的評価への見直し

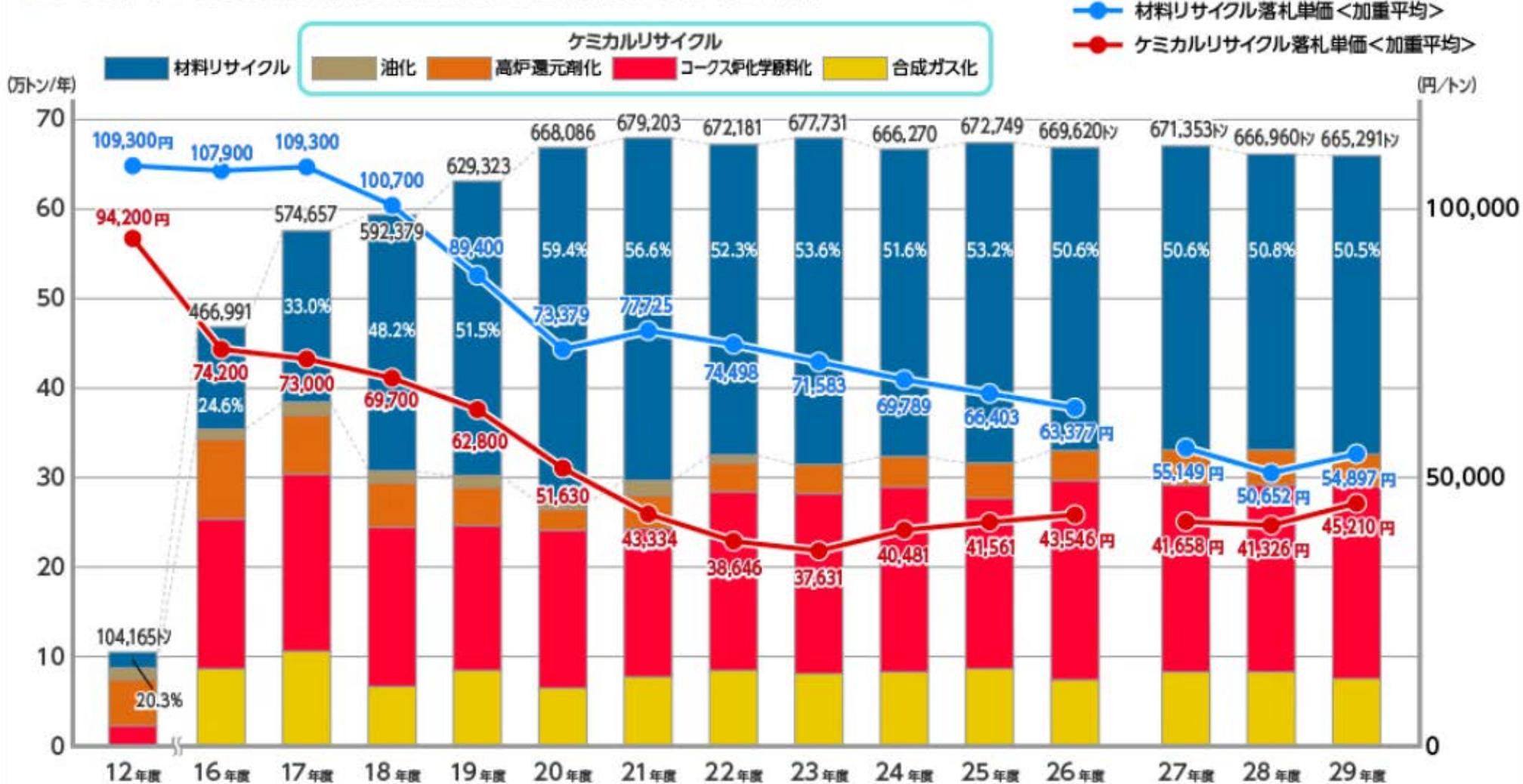
▶ 総合的評価の結果に基づき落札可能量を割り当て、落札可能量と落札量を等しくした安定的なりサイクル枠と効率化枠を創設。

▶ 新たに上限価格と最低価格を設定。

(平成28年11月プラスチック製容器包装の入札制度見直しに係る検討会)

プラスチック製容器包装（ペットボトルを除く）の落札状況

プラスチック製容器包装 再商品化手法別落札量構成比、落札単価の推移（白色トレイを除く）



※落札単価は、平成9～25年度は消費税5%込み、26年度は消費税8%込み、27年度以降は消費税抜きで表示しています。

ページの一覧上へ

3. 燃料ガス化等の取扱いの方向性

プラスチック製容器包装に係るガス化等のリサイクル手法のうち生成されたガス等をそのまま燃焼させているものについては、燃料として利用される製品の原材料として、緊急避難的・補完的に取り扱うことが適当である。

その上で、生成されたガスの用途を燃料利用から変更し、水素やエタノールといった製品の原材料として有効利用を図ることは、リサイクルの質的向上の観点から望ましい対応と言える。このため、これらのケミカルリサイクルにあっては、

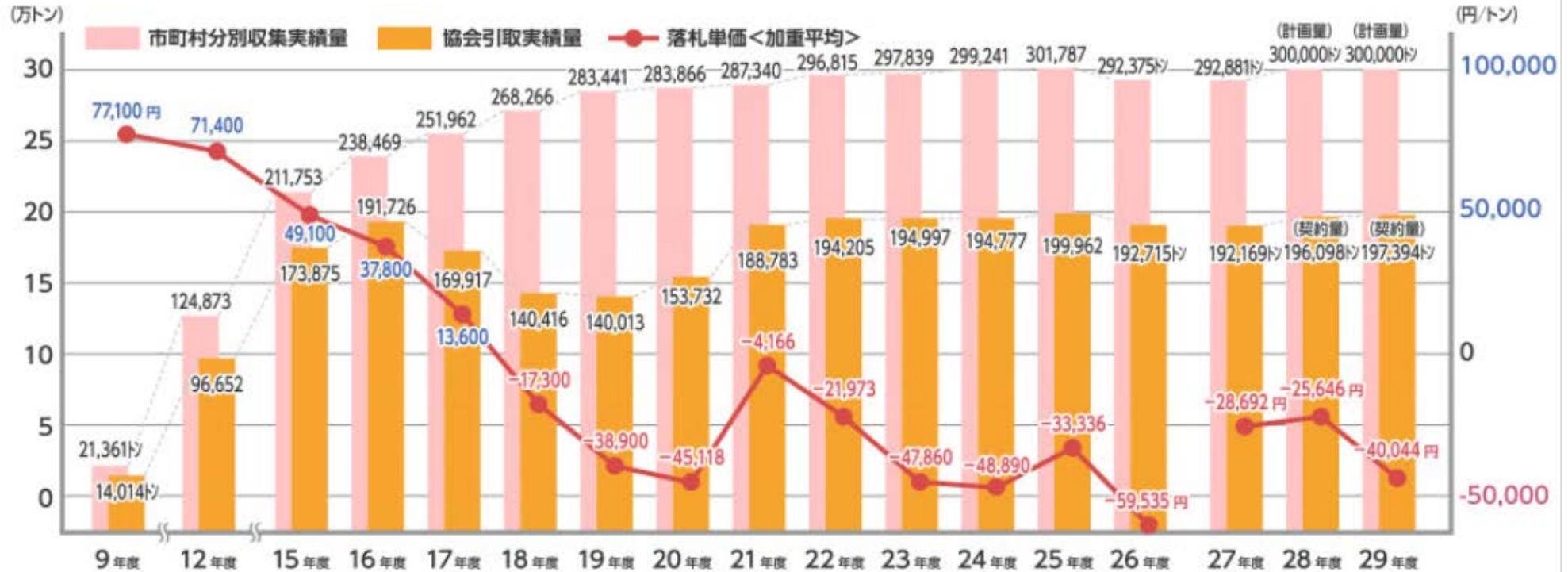
- ① 資源の有効利用が確実に図られることが必要であり、かつ、可能な限り資源効率性や環境効果の高いリサイクルとすべく最大限取り組むことが重要である。
- ② また、一日でも早く事業が実施できるよう前倒しで取り組むことが重要である。

上記の2点が適切に実施されることを条件に、かつ、当該変更のために不可欠な実証を行う限りにおいて、最長で平成30年度末までの経過的対応を認める。

以上について、適切な履行を確保するため、進捗状況の報告を求め、確認することが必要である。

PETボトルの落札状況

■ PETボトルの市町村分別収集実績量、協会引取実績量、落札単価<加重平均>の推移



※20年度「協会引取実績量」は期中追加分を含みます。

※25年度以降は上期・下期の年2回入札でしたが、表示されている数値はすべて通期分です。

※落札単価は、平成9～25年度は消費税5%込み、26年度は消費税8%込み、27年度以降は消費税抜きで表示しています。

【平成28年度5月 産構審・中環審 合同会合報告書】

(2) ペットボトルの循環利用の在り方

ペットボトル等の一部の容器包装については、水平リサイクルの取組が進められている現状を踏まえ、資源の有効利用や再生材の適正処理の確保などの観点から、国内循環産業を育成し、安定的な国内循環を推進していくべきである。近年指定法人において有償で取引されている廃ペットボトルについては、指定法人が行う再商品化の管理業務について素材産業としてリサイクルを推進するために相応しい制度の在り方について、指定法人において検討することが必要である。また、市町村による独自処理の実態把握に努めるとともに、独自処理を行っている市町村が容リ制度に参加するように促していくことが必要である。

<考えられる施策の例>

- 指定法人において廃ペットボトルの再商品化業務の効率化のための点検作業を実施するべきである。その際、リサイクル産業が生産性を高め資源としての廃棄物を確保できるようにするためにはどのような措置が有効か、また、市町村が独自処理を行う理由を把握した上で、容リ制度に参加してもらうためにはどのような方策が有効か等について検討を行うべきである。

ペットボトルリサイクルの在り方検討会

平成28年5月の第18回産構審・中環審合同会合で取りまとめられた課題等を受け、指定法人において、有識者、関係者の方から専門的観点から幅広くご意見を頂きつつ、検討を行った。

<ペットボトルリサイクルの在り方検討会の開催状況及び各回における議事>

第1回 平成29年 4月11日

- ・ペットボトルリサイクルの現状について
- ・市町村における使用済みペットボトルに係る実態調査結果のポイント
- ・再生処理事業者及び再商品化製品利用業界からのヒアリング 等

第2回 平成29年 5月12日

- ・再生処理事業者の実態調査とヒアリング結果
- ・ペットボトルリサイクルの在り方について 等

第3回 平成29年 6月23日

- ・再商品化製品利用事業者・商社の実態調査アンケート及びヒアリングの整理について
- ・ペットボトルリサイクルの今後の在り方について 等

第4回 平成29年11月21日

- ・ペットボトル指定法人ルート運用見直し計画 中間報告について 等

第5回 平成30年 1月12日

- ・ペットボトル指定法人ルート運用見直し計画と変更点について
- ・ペットボトルリサイクル入札制度の見直しについて 等

ペットボトルに係る指定法人ルートの運用見直し項目

・指定法人内部の点検作業で抽出された項目一覧

分類		項目	
1	重点項目	入札時期の変更(今より遅らせる)	
2		3ヶ月ルールの改正(有償分のみ)	
3		有償落札分べール代金の支払い方法の変更	
4		有償拋出金の支払い時期の変更	
5		べール品質についての情報共有(評価項目、評価基準などの改正)	
6		有償拋出金における消費税の取扱い	
7	市町村関連	引き取り車両・頻度に関する運用の明確化	
8		丸ボトルの取り扱いに関する運用の明確化	
9		有償拋出金算出方法の説明	
10		市町村担当者の事務の軽減等	
11		PETボトルに関する市町村向け情報発信方法の全般的見直し	
12	手続き等	再生処理事業者関連	引取同意書の引き取り量の期中変更の運用見直し
13			様式3-2の項目見直し
14			様式4の廃止
15			登録申請提出書類の削減
16			能力査定に関する基本的考え方の見直し
17			入札条件リストの項目見直し(追加)

- ・6の重点項目については、制度所管省庁と相談し、平成31年度以降の実施の可能性を検討する。
- ・その他の項目については、協会内部で点検作業を進め、順次実施していく。